

- 議長 おはようございます。(午前9時30分)
本日をもって招集されました平成25年第2回南幌町議会臨時会を開会いたします。
本日の出席議員数は10名でございます。熊木 恵子議員につきましては、欠席の届けが出ております。
直ちに本日の会議を開きます。
本臨時会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。
指名につきましては、会議規則第118条の規定により議長において指名をいたします。
2番 佐藤 正一議員、3番 菅原 文子議員。以上ご兩名を指名いたします。
 - 日程2 会期の決定をいたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は4月19日、本日1日限りとしたしたいと思います。ご異議ありませんか。
(なしの声)
ご異議なしと認めます。よって本臨時会は4月19日、本日1日限りと決定いたしました。
 - 日程3 諸般報告をいたします。
 - ・1番目 会務報告はお手元に配布したとおりでございます。これをもちまして報告済といたします。
 - ・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成25年2月分及び3月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、お手元に配布したとおりでございます。これをもちまして報告済といたします。
 - ・3番目 町長一般行政報告をいたします。町長。
- 町長 本議会臨時会にあたり、2件の行政報告を行います。
初めに、町立病院の診療体制についてご報告申し上げます。本年4月30日付で古川副院長の退職に伴い小児科の医師確保に努めたところですが、確保が困難なことから小児科の診療は休診とすることといたします。なお、町立病院の診療体制を維持するため、内科医の一般公募を実施したところですが、応募が見込めないことから江別市立病院との医療連携により総合内科の医師を派遣していただく予定となっております。これにより5月からの診療体制は、外科が戸田院長、内科は山地副院長と江別市立病院から総合内科の医師の2名体制となります。
次に、灯油購入費助成金支給事業、あったか灯油支給事業の実施結果についてご報告申し上げます。今冬の灯油価格高騰に伴い、高齢者、障がい者、ひとり親世帯を対象に実施いたしました本事業につきましては、3月1日から29日までの受付期間において申請件数が317件あり、

そのうち支給決定件数が229件、事業費総額229万円で、本日2回目の振り込みをもって事業が終了したところでございます。以上、一般行政報告といたします

議長 以上で、町長一般行政報告につきましては報告済といたします。

●日程4 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度南幌町一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第42号 専決処分の承認を求めることにつきましては、平成24年度南幌町一般会計補正予算（第9号）であり、歳入では地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税、国庫支出金、道支出金の最終確定に伴う追加、並びに歳出では北海道市町村備荒資金組合納付金、財政調整基金積立金の追加、農業経営基盤強化資金利子補給補助金の減額が主な理由であります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,042万円6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5万2,000円とするものであります。詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。副町長。

副町長 それでは、議案第42号 専決処分書の平成24年度南幌町一般会計補正予算（第9号）の説明を行います。なお、今回の補正につきましては、主に各種交付金並びに特別交付税などの確定により精査をしたものであり、その結果、約1億2,800万円程度の留保財源が確保されたことから、備荒資金組合の積み立て納付と財政調整基金への積み立てを行い、整理をするものでございます。

それでは、歳出から説明を行います。22ページをご覧いただきたいと思えます。2款総務費1項3目財産管理費、補正額1億2,650万9,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で、北海道市町村備荒資金組合納付金1億円の追加でございます。超過納付金として積み立てるもので、平成24年度末残高は約2億5,200万円となる予定となっております。25節積立金、財政調整基金利子積立金、16万8,891円の減額、基金繰替運用利子積立金150万円の減額でございます。それぞれ確定により減額を行うものでございます。財政調整基金積立金2,817万8,000円の追加でございます。平成24年度末、財政調整基金の残高は約8億5,200万円となる予定でございます。

4目企画振興費、補正額が156万5,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金、新エネルギー設備設置補助金156万5,000円の減額でございます。確定によるもので、太陽光発電が10件分の予算に対しまして7件の実績、ペレットストーブが4件分の予算に対しまして実績がなかったことから、それぞれ減額をするものでございます。

8目職員給与費、11目百二十年記念事業推進費、これにつきまして

はそれぞれ補正額がございません。財源内訳の変更するものでございます。

次ページに参ります。5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額が212万6,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金、農業経営基盤強化資金利子補給補助金212万6,085円の減額でございます。利子の確定によるものでございます。

5目農村環境改善センター管理費、補正額はなく、財源内訳を変更するものでございます。

次ページに参ります。10款公債費1項2目利子、補正額が239万2,000円の減額でございます。23節償還金利子及び割引料、一時借入金利子で89万1,345円の減額、基金繰替運用利子150万円の減額、それぞれ確定によるものでございます。

次に、歳入の説明を行います。8ページをご覧いただきたいと思えます。2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税、補正額が140万3,000の追加でございます。1節で地方揮発油譲与税140万3,130円の追加でございます。

2項1目自動車重量譲与税、補正額が289万7,000円の減額でございます。1節自動車重量譲与税で289万7,000円の減額、それぞれ確定によるものでございます。

3款利子割交付金、1項1目利子割交付金、補正額が19万3,000円の減額でございます。1節利子割交付金で19万3,000円の減額、同じく確定によるものでございます。

次ページに参ります。4款配当割交付金1項1目配当割交付金、補正額が84万8,000円の追加でございます。1節配当割交付金で84万8,000円の追加、同じく確定によるものでございます。

5款株式等譲渡所得割交付金1項1目株式等譲渡所得割交付金、補正額が22万6,000円の追加でございます。1節株式等譲渡所得割交付金で22万6,000円の追加、同じく確定によるものでございます。

次ページに参ります。6款地方消費税交付金1項1目地方消費税交付金、補正額が441万円の追加でございます。1節地方消費税交付金で441万円の追加、同じく確定によるものでございます。

7款ゴルフ場利用税交付金1項1目ゴルフ場利用税交付金、補正額が64万3,000円の追加でございます。1節ゴルフ場利用税交付金で64万3,142円の追加、同じく確定によるものでございます。

次ページに参ります。8款自動車取得税交付金1項1目自動車取得税交付金、補正額が306万7,000円の追加でございます。1節自動車取得税交付金で306万7,000円の追加、同じく確定によるものでございます。

次ページに参ります。10款地方交付税1項1目地方交付税、補正額が1億1,470万9,000円の追加でございます。1節地方交付税で普通交付税が559万7,000円の追加でございます。確定によるもので、本年度調整率の戻し分が追加されたもので、これによりまして

平成24年度の確定額につきましては、23億4,401万1,000円となり、前年度より169万6,000円の減となったところでございます。特別交付税で1億911万2,000円の追加でございます。同じく確定により追加するもので、この結果、平成24年度の確定額総額につきましては、3億3,911万2,000円となり、前年度より1,137万2,000円の減となったところでございます。

次ページに参ります。11款交通安全対策特別交付金1項1目で交通安全対策特別交付金、補正額が20万5,000円の追加でございます。1節交通安全対策特別交付金で20万5,000円の追加、確定によるものでございます。

次ページに参ります。14款国庫支出金1項1目総務費国庫補助金、補正額が66万6,000円の減額でございます。1節で総務管理費国庫補助金、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金66万6,000円の減額でございます。役場庁舎耐震診断の補助金確定によるものでございます。

4目土木費国庫補助金、補正額が19万9,000円の減額でございます。1節社会資本整備国庫補助金で、社会資本整備総合交付金19万9,000円の減額でございます。太陽光発電並びにペレットストーブの導入実績に基づき減額をするものでございます。

3項2目民生費委託金、補正額が60万2,000円の追加でございます。1節で社会福祉費委託金、国民年金事務費交付金60万2,475円の追加でございます。確定によるものでございます。

次ページに参ります。15款道支出金2項4目農林水産業費道補助金、補正額が106万3,000円の減額でございます。1節農業費道補助金、農業経営基盤強化資金利子補給費補助金106万3,038円の減額でございます。歳出で説明しましたが、利子の確定によるものでございます。

16款財産収入1項2目利子及び配当金、補正額が16万9,000円の減額でございます。1節利子及び配当金、財政調整基金積立金利子16万8,891円の減額でございます。

3目基金繰替運用収入、補正額が150万円の減額でございます。1節基金繰替運用収入で150万円の減額、それぞれ確定によるものでございます。

次ページに参ります。18款繰入金1項3目教育振興基金繰入金、補正額が15万円の減額でございます。1節教育振興基金繰入金で15万円の減額でございます。次ページでも説明いたしますが、姉妹町交流事業にかかわる補助金が増となったことから、基金の繰入金を減額するものでございます。

次ページに参ります。20款諸収入5項4目雑入、補正額が115万円の追加でございます。1節雑入で、いきいきふるさと推進事業助成金115万円の追加でございます。確定によるもので、まず、姉妹町交流事業につきまして、当初80万円の計上をしておりましたが、95万円

と増額の確定をしたことから15万円の追加と合わせまして、昨年実施しました南幌町開拓百二十年事業が助成対象となったことから100万円、合わせて115万円の追加をするものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ1億2,042万6,000円を追加し、補正後の総額を49億5万2,000円とするものでございます。以上で議案第42号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員 歳入の最後になります、21ページです。雑入で説明がありましたけれども、百二十年記念事業について助成対象になったということで100万円が交付されたということでありまして、今までそういう事業に助成金があるということを知らなかったんですけども、どういうふうな内容になっている助成なのか教えていただきたいと思っております。

それから、もう1点は、22ページ、財産管理費の中の北海道市町村備荒資金組合に1億円を支出しました。この備考資金に積み込んだその意図というんですか、は、どういう意図だったのかということをお聞きしたいと思います。今までですと、財源があれば財政調整などに積んで、これからの事業に対して備えておくというのが通例だと思いますけども、今回、今までになく、備荒資金組合に超過分として積んだということでありまして、その辺のことのいきさつというんでしょうか、経緯、どういうふうな考え方なのかをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

議長 総務課長。

総務課長 ただいまの町の百二十年の関係で、いきいきふるさと推進事業がございまして。この事業につきましては、道内の地域の課題に対応した、また、活性化を図るためということで地域の観光産業、また、地域産業、また、高度の情報化だとか介護、保健、福祉の施策、国際交流など、それぞれの町の特色に合ったような事業について、振興協会から交付されるものでございます。これに申請を出しておりましたけれども、このたび該当になったということで、この分が補助ということで認められたものですから、今回、こういう措置をとらせていただきました。以上です。

議長 副町長。

副町長 それでは、2点目の今回、備荒資金組合に1億円、いわゆる超過納付として積み立てることとさせていただきましたが、以前から町といたしましても備考資金の方には積み立てておりまして、今現在、1億5,000万円程度の積み立てをしているところでございます。今回、備考資金に積み立てた理由の大きな1つとしては、備考資金組合では、それぞれ全道の市町村が加入しているわけですが、その金額をそれぞれ運用して、運用した利益をそれぞれ市町村に積立金の状況に応じて配分するという仕組みになっております。そこで、実は超過納付の利率、いわゆる配分される金額なんですけれども、24年はまだ決まっておりませんが、23年度の配分金、いわゆる利率的なものなんですけれども

も、0.85%ということで非常に高い利率になっております。現在、民間の金融機関等の1年ものの定期では0.03%から0.04%ということで低いわけでございます。町といたしましても、できるだけ備荒資金の方に積み立てて、有利な所に積み立てていきたいということから、今回、余裕ができた資金につきましては積み立てをさせていただいたという状況になっております。なお、この超過納分につきましては、町が財源を必要とした場合は、これは取り崩しができるわけでございます。ただ、若干期間がひと月ぐらいはかかろうかと思っておりますけれども、そのようなことで取り崩しも自由にできるということになっておりますので、こちらの方を利用させていただいたということで、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

議 長
佐藤(正)議員
(再質問)

2番 佐藤 正一議員。

説明は、わかりました。1点目のいきいきふるさと推進事業助成金で、いただいた分については、何も不服があるわけではありませんけれども、これは今年度だけの単年度の事業なのかどうなのか。これから、各町村で地域振興のために使う金であるということであるなら、これからも運用できるような財源になっているのかどうか、そこだけ1つお聞きしたいと思っております。

議 長
総務課長
(再答弁)

総務課長。

ただいまの佐藤議員からのご質問でございます。これについては、必要な事業があれば、また申請をするということでございます。百二十年の記念事業については24年度で終わったわけでございますけれども、姉妹町交流については、また続けていくわけでございますので、また申請をさせていただきたいと思っております。以上です。

議 長

ほかにありませんか。

ご質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度南幌町一般会計補正予算(第9号))は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程5 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第43号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の改正に伴い、町税条例の一部を改正する必要があるため、本案を提案するものであります。詳細につきま

しては、税務課長が説明いたしますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長
税務課長

内容の説明を求めます。税務課長。

それでは、議案第43号 専決処分、町税条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。地方税法の一部を改正する法律が3月30日に公布され、4月1日施行に伴い、本町の町税条例の一部を改正する条例を3月31日専決処分として公布したところでございます。本日の臨時議会においてこれらを報告し、承認を求めるものでございます。

初めに、今回の地方税法の一部改正で町税条例に関する改正点でございしますが、固定資産税並びに特別土地保有税に係る納税義務の特例廃止によるものでございます。なお、この度の地方税法の一部改正において、町税条例の改正が必要なものとして、延滞金等の利率の引き下げ、公益法人等に係る町民税の課税特例並びに東日本大震災に係る被災地居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例などがございしますが、いずれも施行期日が平成26年1月1日及び平成27年1月1日となっておりますので、本年9月議会定例会において議決をいただく予定でございします。

それでは、別途配布しました議案第43号資料、町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表にてご説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例でございします。下線を付した箇所が改正部分でございします。それでは、まず、条例本則の改正についてご説明いたします。まず、第54条、固定資産税の納入義務者等の規定についてですが、第5項で独立行政法人森林総合研究所が行う事業に指定された仮換地等に係る固定資産税納税義務の特例措置の廃止でございします。

次ページに参ります。第131条、特別土地保有税の納入義務者等の規定でございしますが、これも先ほどご説明したとおりの同様で、第4項で独立行政法人森林総合研究所が行う事業に指定された仮換地等に係る特別土地保有税納税義務の特例措置の廃止でございします。

次ページに参ります。最後に、改正附則についてご説明いたします。第1条では、施行期日を規定するものでございします。第2条では、固定資産税に関する経過措置を規定するものでございします。以上で、議案第43号 町税条例の一部を改正する条例制定についての説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することにご異議ありません

か。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程6 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて(南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第44号 専決処分の承認を求めることにつきましては、国民健康保険法施行令の改正に伴い、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、本案を提案するものであります。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第44号 専決処分の承認を求めることについて(南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)についてご説明申し上げます。国民健康保険法施行令の一部改正、並びに地方税法の一部を改正する法律が3月30日に公布され、4月1日施行に伴い、本町の国民健康保険税条例の一部を改正する条例を3月31日専決処分として公布したところでございます。本日の臨時議会にて、これを報告し、承認を求めるものでございます。

まず、改正点を申し上げます。特定世帯への軽減特例の措置の延長でございまして、特定世帯とは、国民健康保険の同一世帯のうちから後期高齢者医療制度に移行した結果、単身世帯となる国保世帯のことです。特定世帯につきましては、当該移行後5年間、保険税の負担緩和のため、医療分と後期高齢者支援金分の世帯別平等割額を2分の1とする措置が講じられてきたところでございますが、今回、これに加えまして、その3年間、世帯別平等割額を4分の3となりますが、新たな特定継続世帯の特例措置を設けたものでございます。このたびの改正によりまして、最長8年間、負担緩和措置が適用されることとなるものでございます。

それでは、別途配布しました議案第44号資料、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表にてご説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、アンダーラインを付したところが改正部分でございまして、

1ページでございまして、第6条につきましては、医療分の世帯別平等割額の規定でございまして、第1号は、特定継続世帯の定義を追加するものでございまして、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯別平等割額に改めるものでございまして、第3号は、今回の改正により特定継続世帯の平等割額を2万7,000円と規定するものでございまして、移行後6年目から8年目までの間、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯別平等割額の4分の3とする規定でございまして、

続きまして、2ページになります。第10条は、後期高齢者支援金分

の世帯別平等割額の規定でございます。こちらにつきましても第6条と同様の改正でございます。第1号は、特定継続世帯を追加し、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯別平等割額に改めるものでございます。続きまして、第3号は、今回の改正により特定継続世帯の世帯別平等割額を5,250円と規定するものでございます。こちらに移行後6年目から8年目での間、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯別平等割額の4分の3とする規定でございます。

続きまして、第26条でございます。第26条は、保険税の算定に伴う低所得者に対する減額の規定でございますが、こちらにも改正に伴い、特定継続世帯の規定を追加するものでございます。まず、第1号でございます。第1号は、7割減額の対象者における規定でございます。世帯別平等割額より減額する額を規定しております。第1号のロは、医療分にかかわる世帯別平等割額の減額規定でございます。(イ)は、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯に改めるものでございます。次に、(ハ)は、今回の改正により特定継続世帯の減額の額として1万8,900円と規定するものでございます。続きまして、第1号のニ、片仮名のニでございますが、こちらは後期高齢者支援金分にかかわる世帯別平等割額の減額規定でございます。同じく7割減額の規定でございます。(イ)は、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯に改めるものでございます。次に、(ハ)は、今回の改正によりまして特定継続世帯の減額の額として3,675円と規定するものでございます。続きまして、第2号でございます。第2号は、5割減額の対象者における規定でございます。世帯別平等割額より減額する額を規定しております。第2号のロは、医療分にかかわる世帯別平等割額の規定でございます。(イ)は、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯に改めるものでございます。(ハ)は、今回の改正によりまして特定継続世帯の減額の額として1万3,500円と規定するものでございます。

続きまして、4ページになります。同じく、ニでございます。後期高齢者支援金分にかかわる世帯別平等割額の減額規定でございます。同じく5割減額の規定でございます。(イ)は、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯に改めるものでございます。(ハ)は、今回の改正によりまして、特定継続世帯の減額の額として2,625円と規定するものでございます。続きまして、第3号でございます。第3号は、2割減額の対象者における規定でございます。同じく世帯別平等割額より減額する額を規定しております。ロは、医療分にかかわる世帯別平等割額の減額規定でございます。(イ)は、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯に改めるものでございます。(ハ)は、今回の改正によりまして特定継続世帯の減額の額として5,400円と規定するものでございます。続きまして、ニでございます。ニは、後期高齢者支援金分にかかわる世帯別平等割額の減額規定でございます。同じく2割減額の規定でございます。

(イ)は、特定世帯及び特定継続世帯以外に改めるものでございます。
(ハ)は、今回の改正によりまして特定継続世帯の減額の額として1,

050円と規定するものでございます。

続きまして、附則の説明をいたします。附則第1項、この条例は平成25年4月1日から施行する。附則第2項、改正後の国民健康保険税条例は平成25年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、24年度分までの国民健康保険につきましては従前の例によるものでございます。なお、今年度、特定継続世帯の対象世帯数は52世帯でございます。以上で、議案第44号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これで質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程7 議案第45号 平成25年度南幌町病院事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第45号 平成25年度南幌町病院事業会計補正予算（第1号）につきましては、小児科医師の退職により町立病院の診療体制を維持するため、江別市立病院との医療連携による医師派遣に伴う業務予定量の見直し及び医師の人件費を精査するものでございます。その結果、業務予定量では、年間延患者数中、外来を2万1,438人に、1日平均患者数中、外来を72.9人にそれぞれ改めるものであります。収益的収入では既定予算から528万円を減額し、5億5,115万7,000円とするものであります。収益的支出は既定予算から1,300万9,000円を減額し、5億6,184万9,000円とするものであります。詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。病院事務長。

病院事務長 それでは、議案第45号 平成25年度南幌町病院事業会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。予算書4ページをお開きください。

初めに、収益的収支の収入の説明をいたします。1款病院事業収益1項医業収益2目外来収益、補正額528万円の減額でございます。5月より小児科を休診するため、小児科の外来患者数1,200人を減じ、

減額するものでございます。

続いて、支出の説明を申し上げます。1款病院事業費用1項医業費用1目給与費、補正額2,388万3,000円の減額でございます。2節職員手当等で162万円の減額でございます。嘱託医師の期末手当を減額するものでございます。3節賃金で646万円の減額でございます。医師賃金として小児科医師、週2日分の賃金を減額し、予防接種業務として月2日の医師賃金を追加するものでございます。また、出張医師賃金として、常勤医師の当直業務軽減のため、週に1回の当直を依頼する医師の賃金を追加するものでございます。4節報酬で1,320万円の減額でございます。江別市立病院との連携により内科の嘱託医師の報酬を減額するものでございます。5節法定福利費260万3,000円の減額でございます。嘱託医師の健康保険料、厚生年金保険料等について減額するものでございます。

3目経費、補正額1,087万4,000円の追加でございます。17節賃借料145万4,000円の追加でございます。派遣医師、出張医師の送迎に係る自動車借上料を追加するものでございます。18節委託料942万円の追加でございます。江別市立病院より総合内科の医師を、5月は週1回の午前診療、6月からは週2回の午前診療、及び隔週で週1回の当直と乳幼児健診に係る医師派遣委託料を追加するものでございます。

1ページにお戻りください。第2条、業務の予定量を年間延べ患者数で外来1,200人減の2万1,438人に、1日平均患者数で、外来を4.1人減の72.9人にそれぞれ改めるものでございます。

第3条、収益的収入及び支出を、病院事業収益528万円を減額し、総額を5億5,115万7,000円に、病院事業費用1,300万9,000円を減額し、総額を5億6,184万9,000円に改めるものでございます。

第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を2,388万3,000円を減額し、3億5,571万3,000円に改めるものでございます。その結果、収益的収支差は1,069万2,000円の赤字予算となります。以上で、議案第45号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

3番 菅原 文子議員。

菅原議員 補正予算で外来1日4.1人の削減ということですが、小児科医師の退職に伴い、というお話でしたけれども、この4.1人という数式といえますか、数字の出し方をお尋ねいたします。

議長 病院事務長。

菅原議員の質問にお答えいたします。

小児科の1日当たりの平均人数につきましては、1日5人で予算を計上しておりましたが、5月以降、11カ月分、小児科が休診となりますので、その分を減じて1日当たり4.1人という数字になりますので、

このような数字になっております。以上です。

議長
菅原議員
(再質問)

3番 菅原 文子議員。

3月の予算特別委員会の時に、内科医2名を確保し、患者数を増やす予定であるというお話しで、この77名という数字が出ていたんですけども、もう、この時には小児科医は辞めるということで、退職というお話があったと思うんですけども、この補正予算になって、この4.1人になるということの説明をしていただきたいと思います。

議長
病院事務長
(再答弁)

病院事務長。

菅原議員の質問にお答えいたします。

平成25年度の当初予算におきましては、小児科を週2日診療することで予算計上しておりましたので、その2日、診療が5月以降、診療ができないということで11カ月分の小児科の人数を減じたものでございます。以上です。

議長

ほかにありませんか。

石川議員

5番 石川 康弘議員。

今回、こういうふうな形で補正として出され、常勤医師が3人体制から2人になるというふうなことで説明があったわけですが、実際、ここには出されていませんけども、地方交付税として国から受けていますけども、そういった中で病院事業に対しても当然算定されて交付税、支払われていると思います。その条件としてもいろいろ、ベッド数のこともあるでしょうし、常勤医師に対しての人件費、1人頭幾らというふうな形での計算をされて交付されていると思うんですが、今回、常勤医師が2人というふうな形になり、派遣医というふうな形で対応していくとなると交付税に対して何らかの形で影響が出てくるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺りは算定されているんでしょうか。

議長
病院事務長

病院事務長。

交付税の算入につきましては、医師の数で幾らというふうな形で算定されるわけではありませんけれども、特別交付税の中で、小児救急という部分で特別交付税、算定されております。小児科休診ということで影響を受けるのは、小児救急に係る特別交付税の算入がなくなるという点でございます。以上です。

議長
石川議員
(再質問)

5番 石川 康弘議員。

特交の方で出てくるというふうなことですけども、ならば、大体どれぐらいの金額が今まで受けられていたのか、その辺り、お伺いしたいと思いますし、その不足分は当然、病院に対しての繰出金にも影響してくるのかなという感じがするんですけども、その辺り、どれぐらいの金額で算定されておられますか。

議長
病院事務長
(再答弁)

病院事務長。

小児救急の算定額でございますけれども、平成25年度につきましては、1,312万5,000円を計上してございます。これについては、平成23年度の救急の実績に基づいて交付されるものでございます。ですので、この小児救急分については、平成25年度は算入されてきます

が、平成26年度以降は交付されないというということが想定されます。以上です。

議 長

ほかにありませんか。

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員

今回の医師の交代とかがあって、急なことでありますからやむを得ないんですけども、町民に対しては、このことをどういうふう周知をし、町立病院として、まだ患者に来てもらわなければならない状況だと思うんですが、町民は、このようなことでは何かと不安になる部分があって、4. 1人減人されておりますけど、もっと下がっていくのではないかといい気もするわけですが、そういうことではなくて、どのようにしたらこのことを周知し、より病院にかかってもらうかということにも、かかっていかなきゃならないことだと思いますが、どのようにその辺のことを今後考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

議 長

病院事務長。

病院事務長

佐藤議員の質問にお答えします。

住民への周知につきましては、本日、補正予算可決後、市立病院との契約締結をすることとなりますので、契約締結後、速やかに診療体制の変更について新聞折り込みによって住民周知を考えているところでございます。以上です。

議 長

2番 佐藤 正一議員。

佐藤(正)議員

(再質問)

周知は、それでいいんですけども、問題はやっぱりこのことがわかると、住民の人たちもかねがねから不安というか心配をしておられる町立病院についてですけども、より、やっぱり心配いらぬよということをしていかなければならないのが行政の役割だと思うんですね、経営者として。ですから、その辺のことをどうやって図って、今後。医師は交代したから、体制はできたからでそれでいいんだということではなくて、やはり、より患者に聞いてもらわなければならない、町民の人たちに来てもらわなければならないということも図っていかなければならないことですが、それについて、それぞれお考えがあると思いますが、その辺のことをお聞きしたのですが、いかがでしょうか。

議 長

町長。

町 長

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

(再答弁)

当然、佐藤議員もご心配のことだと。町民の方々が皆さん、心配する。やはり安心安全なまちづくりに医療機関が非常に変則だということだろうと思います。それで今、公募をしてもなかなか芳しくはないわけですが、今後も公募等々いろいろ情報を入れながら常勤医師の確保に向けて努力をしていくと。できるだけ早く常勤医師を確保しながら診療体制の維持を図っていくのが、町として大事なことはないかなと。そのことによって、日替わりとか、あるいはいろんなことを言われて医師が変わることによって、前の先生が居なかったとかという、やっぱり町民の不安を抱く部分ではないかと思っておりますので、できるだけ早く、これは相手があることで何とも言えませんが、今日もいろんな新聞に医師

あるいは看護師の不足というような状況が出ているわけでありましてけれども、その中でいろいろ、私も走りながら医師確保に努めていきたいと考えているところであります。

議長
佐藤(正)議員
(再々質問)

2番 佐藤 正一議員。

当然、医師体制、常勤体制を整えてもらうことは、やっぱり安心なことでもありますけれども、それよりもやはり町民にとっては継続的に、いつ病気になるかわからないとか、そういう状況にあります。である時に、やはり今の体制でもって、やっぱりしっかりした町立病院だというふうに訴えていかなければ、だんだんだんだん離れていくことになっていきますし、病院経営として、よりきついことになっていくのではないかということをお私懸念します。それで、どういう、やっぱり患者に来てもらうかということも考えていかなければならないと思う。患者に来てもらうという言い方は、簡単じゃないかもしれませんが、やっぱりそういうことも想定しながら進めていかないと、なかなか好転していかないのではないかと。サービスも含めてですけども、何かやっぱり策を講じなければ、このままでは現状維持は、だんだん停滞になりますから、やはり何か手を打つことを考えていかなければならないと思うんですけども、その辺はどのように考えておられるのか。ほかの町の事例もあるでしょうし、それぞれ、ほかの経営、事業が変わって病院だけではなくて、ほかの事業だったら、もっと住民に対して来てもらえるような、個別に歩いてでも集めるというところも、そういう企業もありますよ。そうして実績を上げている所もあります。それぐらいのことをやっぱりやっていかなければ、信頼回復というのはなかなかできないんだと思うんですけども、そういうことも含めて、次として、医師の確保も当然大切ですけども、それ以前にも信頼される病院としての形を築いていくことだと思っておりますね。そここのところに力を入れてやっていただきたいと思っておりますが、お考えがあればお聞きしたいと思います。

議長
町長
(再々答弁)

町長。

佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

当然、病院というのは厳しい部分を持っております。とりあえず、現状の診療体制、24時間診ていただく診療体制の確保だけはしたところでありますが、それで満足しているわけではございません。今言われたとおりでございます。そして、今現在、医師が地域に出向いてお話しもさせていただいている機会もあります。これらが、私もそうありますけれども、そういう発信がもっと大事なことはないか。町民にとって身近な病院となるには、地域に出向くことも大事だろうと思っております。私どもも、事あるごとに町立病院のお話しもさせていただいておりますが、何とか広めながら、今の町の病院ということをもうちょっとご理解いただく。昨年、病院のパンフレット等々も作らせていただいて、初めてわかったという方々もたくさんおりますので、わかっただけじゃだめなので、それをいかに町立病院を利用していただくかということに今度は力を入れていかなきゃならないというふうに思っておりますので、医師、

あるいは私どもも含めて、もっと地域に出向けるような体制づくりができればなど。そのことも含めながら、佐藤議員からいろいろ心配いただいた部分がありますので、私どもも当然そのことも踏まえながら対処していきたいというふうに思っています。

議 長

ほかにありませんか。

10番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員

今の関連になるんですけど、周知方法、今、決定されたところは小児科の休診と、それから、内科の5月の週1、6月の週2という部分で曜日も変わっていくんだろうし、それから、眼科の問題もあって、パッチワークみたいな医療体制に見えてどうしようもないんですけども、その辺の周知方法を新聞折込だけでいいのかというところがあるんですけども、例えば、町長、行政側から行政懇談会等を開催して、各地を回るとか、そういう方向でとられないのかと。また、継続して内科医を募集していくという話もあるんですけども、その辺の経緯もしっかりと町民に知らせないと、町立病院が何かぼろぼろに見えてくるというところがあるので、その辺をもうちょっと考えていただきたいと。そういう周知方法を再度考えていただきたいんですけども、答えをいただきたいんですけども。あと、もう1点、この4. 1人減というのは小児科の休診に伴うものだというふうに答弁を伺って聞いていたんですけども、当初予算の方では、3名体制の内科医の増強によって内科医の患者数が増えるというふうにお答えをいただいたように認識しているんですけども、その辺の原因というか、減の部分なぜこの補正で見込まないのか、その辺のところもお伺いいたしたいと思います。

議 長
町 長

町長。

志賀浦議員のご質問にお答えいたします。

周知が折り込みだけでいいのかということでございます。私どもも今、しっかりした病院体制づくりをしていかなきゃならない、先ほどの議員のご質問のとおりでありまして、早く、町民に対しても維持しなければならないということでもありますから、それに全力を挙げながら、住民周知は周知としてやっていくということでもあります。その時期が、懇談会がいつがいいのかという問題もありますから、いろいろ検討させていただきながら、できるだけ住民周知が図られるように努力をしていきたいなというふうに思っています。

議 長
病院事務長

病院事務長。

私の方から、内科の患者数の減をなぜ見込まなかったかということについて説明させていただきます。今回、江別市立病院との連携で、週1日、6月から2日、応援していただくということで進むわけですが、そのような体制になって患者数がどのように変化が出てくるかということにつきましては、現時点ではちょっと計り知れない、試算もちょっと難しいということで、今回、内科の分の患者数については、補正では変更していないということで提案させていただいたところでございます。以上です。

議 長
志賀浦議員
(再質問)

10番 志賀浦 学議員。

周知方法についてですけれども、検討していただけるというよりも、やりますと言っていた方がありがたいんですけども。とりあえず、本当に早急に何か対応をとっていかないと、町立病院がぼろぼろに見えてしまってどうしようもないんですけども。逆に、行政懇談会等ができないのであれば、今ある地域担当職員がいるわけですから、至急に行政区担当の所に行って、こういう説明をすとか、そういう方法をとっていただきたい。できれば町長に行っていたきたいなと思うんですけども、本気で病院を立て直すという思いがあるのであれば本当に待たなしでかかっていかないと、小児科が休診で、内科医が増強しようと思ったら週1回です、2回ですという話にはならないのではないかなと思うんですよね。その辺をできれば具体的に、こうやりますという方向で町長の答えをいただきたいと。また、今の外来患者数の問題ですけれども、見えてこないからやらないというのはいいかどうかわからないんですけども、3名体制にして増員を見込んだ予算を作ったわけですから、その辺を減になるのも、もっとしっかり想定していかないとだめだと思う。週1回しか来ないのに、それでも増員になるのか、週2回来ただけで増員になるのかという話にならないと思うんですよね。それを見込んでいたかかないと、またきっと6月で減の補正を組むというふうになるのではないかなと思うんですけども、その辺の見通しというのは、もうちょっと厳しい方向で見ていくのが普通じゃないかなと思うんですけども、厳しく見て、後でプラスになったという方がよっぽどいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺の考えもあつたら教えてください。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

志賀浦議員の質問にお答えをいたします。

周知の方法、いろいろあろうかと。議員言われるとおり職員担当制も、当然それも視野に入れながら私どもは検討しているわけでありまして、それらを含めながら、いかに速やかに、できるだけ伝わるようにやっていくのが必要かなというふうに思っていますので、新聞折り込みというのが一番早いというのが、それが第1点であります。そして、やっぱりロコミで当然していかなきゃなりませんので、何らかの方法でできるだけ伝わるように努力をしていきたいなと、そんなふうに思っています。

議 長
病院事務長
(再答弁)

病院事務長。

それでは、私の方から内科の患者数について申し上げます。

当初予算は、内科、常勤2人体制ということで、前年より多い患者数で計上させていただいたところです。今回、江別市立との関係で、このような混合診療体制になっていくわけではございますけれども、患者数の数を厳しく見て予算計上という考え方も1つではありますし、病院としては目標数値ということの考え方の中で患者数を見込んでおりますので、その点につきましてはご理解いただきたいと思っております。以上です。

議 長

ほかにありませんか。

ご質問ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第45号 平成25年度南幌町病院事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程8 請願第1号 TPP交渉参加断固反対に関する請願についてを議題といたします。

紹介議員より口頭による補足説明があれば発言を許します。

(ありませんの声)

お諮りいたします。請願第1号 TPP交渉参加断固反対に関する請願については、会議規則第92条の規定により産業経済常任委員会に付託し、審査することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は産業経済常任委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

場内時計で11時まで休憩といたします。

(午前10時37分)

(午前11時00分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

産業経済常任委員長から請願審査報告書が提出されました。

緊急を要しますので、急施事件と認め、追加日程1 報告第3号を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって追加日程1 報告第3号を日程に追加し、日程の順序を変更して、追加日程1 報告第3号を直ちに審議することに決定いたしました。

●追加日程1 報告第3号 産業経済常任委員会審査結果報告についてを議題といたします。

審査報告について産業経済常任委員長より報告願います。

8番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

請願審査報告、平成25年4月19日付、南幌町議会議長宛、産業経済常任委員長川幡宗宏、請願審査報告、本委員会に付託された請願を審査結果、次のとおり決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告します。請願第1号 TPP交渉参加断固反対に関する請願については、賛成多数により採択すべきものと決定いたしました。

議長

お諮りいたします。

本案につきましては、この際質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

産業経済常任委員会の審査結果は、委員長報告のとおり採択であります。

これより原案について採決いたします。採決にあたりましては、起立採決を行います。

請願第1号 TPP交渉参加断固反対に関する請願について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立9名、着席0名)

どうぞご着席ください。

賛成起立多数であります。よって本案は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

●日程9 発議第9号 TPP交渉参加断固反対に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

4番 本間 秀正議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

ご質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第9号 TPP交渉参加断固反対に関する意見書の提出については、提案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に提案されましたすべての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本臨時会はただいまをもって閉会いたします。

どうもご苦労様でした。

(午前11時07分)

本間議員
議長

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

2 番 _____

3 番 _____